◎今回は全世帯に洩れなく一枚づつ配布することに致しました（弘報係）

大分市報
毎月1.11.21日発行
発行所
大分市役所
発行兼印刷人
内田遵夫
印刷所　第一印刷社

固定資産の評價がきまります

一、なぜ評價が必要か

昨年度からシヤウプ勧告に基いて地方税の税体形が全面的に変つてきたことは皆様充分御承知のことゝ存じます

即ち従来までは国税であつた地租及び家屋税の附加税として納めていただいていた地方税は昨年の税制改革で国税から切離されて独立して固定資産税と呼ばれ新しく償却資産という課税客体を加えて市独自の立場で賦課、徴収できるようになりました

この固定資産税のなかで皆様に最も関係の深いのは土地、家屋に対する税であります。従来までこれらのものに対する税金は土地については昭和十三年、家屋については昭和十七年にそれぞれ国で定めた賃貸価格を基礎として課税されていたのでありますが、この賃貸価格は昭和二十五年七月末日限り廃止されました。然し昭和二十五年度においては土地、家屋の価格を現地について一々正確に調査して評価することは時間的に不可能でありましたので法律は一応当時の物価指数とにらみ合わせて全国一律に旧土地家屋台帳の賃貸価格の九〇〇倍（畑は一、〇八〇倍）を資産の評価額として賦課しましたが、本年度からはこの課税の基礎となる土地、家屋の価格は市長が独自の判断と責任をもつて価格を決定することに地方税法で定められました。市長はこの仕事を行うため固定資産評価員、固定資産評価補助員を任命して、地方財政委員会で定めた[illegible]価基準により評価決定することゝなり、この決定された価格に百分の一・六の税率を適用して税が賦課されることになりました。随つて賃貸価格に全国一律の倍数を乗じた価格によつて賦課した不合理や矛盾は一応なくなることになります

二、家屋の評價基準

家屋の評価は構造、用途、位置等を考慮し標準家屋を設けその家屋の標準再建築価額を求め、この標準再建築価額をもつて類似の個々の家屋の再建築価額を得てこれに損耗度、利用価値等を考慮して評価額を算出するものであります損耗度、利用価値等の考慮は次の場合の良否を判断して増減額いたします

（一）損耗度によるもの

家屋の損耗度により減額されます。

（二）利用價値によるもの

家屋の位置、間取、通風、採光居住の便不便等により一〇％以内の増減額をします

（三）特別の事由によるもの

次の各号に該当するものは減額します

（イ）天災等による損壊

（ロ）戦時中建てられた建物その他特別の事情によつて建てられた建物で当初の建築目的に供することができなくなつたもの

（ハ）過剰遊休等未利用状態にある建物

三、土地の評價基準

土地の評価は宅地、山林、原野、池沼、田、畑などの地目別になされます

（1）宅地

宅地を状況の類似する地区に分けて、その地区内に標準地を設けて標準地の売買価額（又は推定売買価額）を求めそれを当該標準地の賃貸価格で除し、これを賃貸価格に対する評価倍数とします、この評価倍数を状況の類似する地区内の他の個々の宅地の賃貸価格に乗じたものが評価額となるわけです

（2）山林、原野、池沼

山林は県より指示のあつた賃貸価格の二、三八〇倍を評価額としました。原野は山林と状況が類似しており、池沼も右の倍数で評価して時価が出るので県の指示を援用しました

（3）田、畑

農地は中等級の田、畑について収益還元方式によつて評価額を算出し、これを当該田、畑の賃貸価格で除して得た数を評価倍数としこの倍数を各筆の田畑の賃貸価格に乗じて評価額を算出するのが原則でありますが、県よりの指示により田については賃貸価格の九四〇倍、畑は賃貸価格の一、一七〇倍をもつて評価額を算出することにしました

四、固定資産課税台帳の縦覧

以上説明いたしました方法によつて適正な時価を評価し固定資産の価格を決定して固定資産課税台帳に右価格を記載し関係者に十日間縦覧に供することになつています。色々の事情で調査が遅れて縦覧期日が延びていますが十一月二十日頃から縦覧に供されると予定しています。縦覧の期日及び場所が決定次第公示いたしますが大分合同新聞告知板にも掲載する予定にしています

◎不服の方は審査の請求ができます

皆さんが固定資産課税台帳を縦覧されて自分の土地家屋の評価の決定に対して若し不服があつた場合は、これを審査するため固定資産評価審査委員会が設置されていますから審査の請求ができます。審査の請求は縦覧開始の日から二十日以内即ち縦覧の末日から十日以内にすることができます。この期間を経過すると審査の請求ができませんから御注意願います。審査の請求を委員会が受理した場合は直ちに必要な調査、口頭審理その他事実審査を実施して皆さんの不服を審査する事になつています

以上で一通りおわかりになつたことゝ思います第一期、第二期、第三期に納めていたゞいているのは賃貸価格を九〇〇倍した仮算定額ですから正式に価格が決定したもので本算定し十二月の第四期分で精算する事になつています。本算定の税額は仮税額より幾分増額されると予想されます（課税課）

地代家賃が改正されます

このたび地代家賃が改正になりました

現行の地代家賃の算出方法は賃貸価格を基準としているため、固定資産の税額と個々の地代家賃との間に往々にして不均衡を生ずることが予想されます、この不均衡を生じないようにするため地代家賃の統制額の算定方式を改めて、地方税法により近く決定される固定資産の評価額を基礎として地代家賃を算出するように改正されたのであります

なお現在の統制額は必ずしも適当なものとは云えず修繕その他の借家維持費を償い得ない状態にあり少くも二倍以上に引上げる必要ありと見られているが最近諸種の物価の値上りによる国民生活費の増大とさらに新地代家賃統制額算定の基礎となる土地家屋の時価の水準が最終的にどの高さになるか明かでない等の理由により地代家賃の全面的値上げは一応今後の問題として残し、とりあえず現行水準のもとで固定資産税との間の凸凹のみを是正する目的で改正されたものであります

地代統制額

地代（月額）は土地の価格（固定資産課税台帳に登録された価格）の千分の二、二とする

家賃統制額

家賃統制額（月額）は次の純家賃額と地代相当額の合計額とする

純家賃額＝建物の価格（固定資産税台帳に登録された価格）の千分の二に坪当り十二円を加算した額

地代相当額＝地代の算出方法により算出した額

間代統制額

間代（月額）はその建物全部の家賃統制額を各室の面積の比で按分する。又通風、採光等実情によつてこの額を調整する途もある、もし共益費が要るときは専用坪当り十二円を加算する

現行の統制額が以上の額よりも大きいときは切下げないでそのまま据置きとする

以上が改正地代家賃の統制額でありますがこの方法により地代家賃を算出するためには固定資産課税台帳に登録された個々の価格を知らなければなりません

市では近く固定資産の評価額を課税台帳に登録し一般の縦覧に供して公示することになつています

なお不明の点は市社会課にお問合せ下さい

（社会課）

祝祭日には必ず國旗を掲げましょう

納税貯蓄組合の作り方

ー本年中に洩れなく組合に加入願いますー

奨励金や分納制度のある

市議会、理事者が一体となつて組織された大分市税完納促進委員会では先般来連日連夜にわたる市税完納協力懇談会を各町内毎に開催されて、二十五年度迄の滞納市税の一掃や市税完納の基礎的な組織として極めて大事な納税貯蓄組合の事などを説明されていることは皆様御承知の通りであります、この懇談会で強調された納税貯蓄組合に加入の利点として

【一】完納の市税に対して奨励金完納市税の二歩、組合員個人に三歩合計五歩を五月末迄に計算して交付される（たとえ完納しても組合に加入してないと奨励金は交付されません）

【二】分納の制度が認められる（令書が届いた時一時都合がわるく全額を納め難いとき出張所で分納の手続をして納めさえすれば完納として奨励金がもらえる

【三】組合事務費補助金が一世帯の組合一人毎三十円宛一回限り交付される

【四】預金利子が日歩二厘程高い

【五】その他預金（納税外の引出しやその預け先に委託納付しないものを除く）利子の所得税や印紙税がかからない

これらの利点が挙げられ、だんだんと市民の皆様に徹底して参り「納税貯蓄組合に加入しないと損だ」との市民の合言葉ともなつた有様でありまして、本年末迄には恐らく全市の納税者が一人残らず組合に加入し、組合の数も千組に達するのではないかとの、うれしい期待が持たれるに至りました

このように組合加入の機運が熟して参りました機会に、まだ納税貯蓄組合を作つてない地区の方々や組合ができていても加入してない方々の為に「納税貯蓄組合はどうして作るか」「組合に加入するにはどうしたらよいか」などの説明を申上げ、大分市民残らず納税貯蓄組合員になつて戴きたいのであります

納税貯蓄組合の作り方

先づ町内や隣組で組合を作りたい方々が相談して規約として①組合長や役員に誰がなり任期をどうするか②組合の名前はどうきめるか③事務所はどこに置くか④預金はどこに預けるか又日掛や月掛として何日にいくらづつ集めるか等をきめて組合長さんは「組合設立届」と「組合員名簿」を各三通を作つてその地区の出張所に内二通を提出して内一通を保管するこれで納税貯蓄組合はできた事になります。なおこれら三つの用紙は各出張所に用意してありますので、いつでも御請求願います

さて組合の届け出がすんで組合の活動に入り、組合員できめられた銀行などに集金した金を預け入れるのですが、その際必ず「納税貯蓄組合預金」であることを申して戴きます（組合預金ですと利息も高く、預金利子の所得税がかゝらない等の利益があります）

預け先の銀行などでは個人別の通帳を作つたとき必ずその通帳の表紙に「納税貯蓄組合預金」であること等を書き込んで組合長さんに渡して呉れます

組合貯金の引出や脱退加入は自由です

納税貯蓄組合の預金は引出しができないとか一度入れば仲々脱退できないのではないか、又予めきめた預金額が無理な時でも預け入れねばならないのではないか等…色々誤解されていますが、一切自由です

然し組合員となつた方々に御留意願いたいことは、本来この組合は市税を完納すると云う大きな目的を達しようとするものですから引出し一切自由と云つても自然限度ができる訳で、要は組合員各位の市税完納に対する熱意と努力をもととしたお心持によつてきめて戴くことになるのであります

組合に加入するには

大分市には現在約二〇〇組の納税貯蓄組合ができていますが、町内や隣組単位に現在できている組合に加入することは大いに歓迎される所ですから、どしどし御加入を願いたいのであります

御加入はその地区の組合長さんに御申出下されば組合長さんから出張所を通じて手続をして呉れますので気易く御申込願います

納税貯蓄組合の目標は一括完納です

最後に申上げたいことはさて納税貯蓄組合はできても、種々な原因で運営が充分に行われていない現状ですが、差当りの目標を「一括完納」に置いて戴きたいことであります。組合員がバラバラで納税すれば奨励金の交付にも差支えるし、手数も多い訳ですから、組合長さんでなるべく取まとめて納期迄に完納するように是非御協力をお願い致します

（総務課）

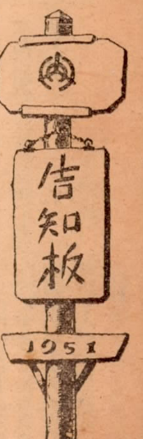

砂糖の配給

（商工課）

十月分の家庭用砂糖を左の通り配給致します

一配給量　一人当り白糖半斤（三〇〇瓦）

一購入方法　家庭用砂糖購入切符の⑤号券を使用のこと

一期日　十一月十日頃入荷の見込です

一価格　(公)白糖一斤六八円

◎火葬料金の一部改正

（衛生課）

従前小児料金として徴収しておりました死産児（死胎）の火葬料を左記の通り改め十一月七日から施行しますのでお知らせ致します

一、死産児（死胎）火葬料

市内二九八円　市外四四七円

その他については従前に同じ

市税は出張所でも取扱います

（徴税課）

市税の納入は、従来市金庫のみで取扱つていましたが、このごろから、市役所出張所でも取扱つていますので、便利のよい出張所を御利用下さい

人の動きと戸籍とを實際にかつちり結びましよう

戸籍は国民の身分関係を登録しこれを公証する制度であることは申すまでもありません。権利を主張し、義務を履行するにもまずこの戸籍が基本となるのであります

来年七月から実施されます住民登録制度も、戸籍とは密接不離な関連をもつものでありまして、本籍においてその人の住所を知ることができ、又住所においてその人の本籍を知ることができるという個人的にも又行政面においても、大きい役割を果すものであります

そこで人の動きと戸籍とはかつちりと実際に合致していることが必要であります

戸籍の届出期間の定めのある届出については催告する等の手続の定めもありまして、その届出の完ぺきを期することができますが、期間の定めのない、婚姻届、離婚届又は養子縁組届、養子離縁届或は分籍届、転籍届等におきましては、その必要性が生じないとその届出がなされない現況であります

皆さん戸籍と人の動きとは、かつちりと結びませう、そして来るべき住民登録の実施の暁には、戸籍簿と住民登録カードとが、ぴつたり合致するように戸籍の整理を急ぎましよう

（戸籍課）

住宅金融公庫が

住宅の優先取扱を致します

ルース台風罹災者へ

先般のルース台風により家屋に被害を受けた為住宅を新築される人々に対し公庫に於ては之を優先的に取扱う事になりました（抽籤なしに決定の見込）

次の諸点を御含みの上至急手続をされるよう御奨め致します

▲今迄申込んでいる方

▲今から申込をされる方

共に適用されます

一、申込期限は十一月二十日迄

二、大分合同銀行又は西日本相互銀行に申込むこと

三、従来の申込用紙の外に市長の罹災証明書を必ず添付すること

四、罹災証明は大分市役所消防課で証明します

五、証明書の用紙は市会事務局内住宅対策委員会にあります

六、詳細については市会事務局内住宅対策委員会に御相談下さい

（大分市住宅対策委員会）